

「居住福祉」と「協同労働」の出会い

日本居住福祉学会

「労協に学ぶ」 研究集会

日時：1月29日（日）9：30～14：30

会場：労協連会議室



2006年1月28、29日、日本居住福祉学会（会長・早川和男神戸大学名誉教授）の第13回研究集会が、「労働者協同組合に学ぶ」をテーマに開催されました。住宅問題を原点に、コミュニティと人の暮らし全体に研究を展開し、最近ではとくに就労創出への問題関心を強められている同学会が、労働者協同組合の現場を見学し、その実践と理念を知っていただく場として設定されたものです。

28日には、バスで都内板橋区にある労協・センター事業団の富士見デイサービスや「こぶし保育園」を見学。夜は、労協本部で手づくりの料理による交流を行い、翌29日、再び労協本部会議室で研究会を行いました。センター事業団東京事業本部・藤田徹本部長の報告の後、日本労協連・菅野理事長が「働く人びと・市民の地域再生・就労創出」と題して報告。先生方からコメントと質問を受け、熱心な議論が行われました。「居住福祉」と「協同労働」の深い関連が実感され、今後の共同研究が期待される、貴重な出会いの場となりました。

本号では、菅野報告と、その後の質疑応答の全体を（若干の補筆を交え）掲載します。なお、菅野報告については、録音が消したために、当日のレジユメにもとづいて新たに書き下ろしたことをお断りしておきます。

報告

働く人びと・市民の地域再生・就労創出

菅野正純（日本労働者協同組合連合会）



とが使い捨てられ、地域経済が疲弊していることです。この現実にはっきりと「ノー」を突きつけ、働く人びと・市民が主体者となって地域再生・就労創出を本格的に展開することが求められていますが、そうした対案戦略を構想していく上で、「居住福祉」と「協同労働」は、そのキーワードになりうるのではないかと考えています。

Ⅰ 失業者の仕事確保から「協同労働の協同組合」へ

はじめに

早川先生のご本や『居住福祉と人間』は、以前から読ませていただきましたが、横田安宏さんが労協・高齢協の「応援団」として来られたことから、居住福祉学会との直接のお付き合いが始まるようになりました。その後、上村一先生には、千葉県船橋市の団地建替えに伴う居住福祉の観点からの提案を書いていただきました。耐震強度偽装問題やライブドア・ショックなどの昨今の状況の中で、居住福祉と協同労働は、たいへん深い結びつきをもっていると実感しています。

劣悪な住宅の商品化がいのちと暮らしを脅かし、都市がまるごと営利の対象となって官業一体で「まちこわし」が進められる一方、「マネー資本主義」の下で、企業そのものがバブル的投機の対象となり、働く人び

《Ⅰ 失業者の仕事確保の「事業団」から「労働者協同組合」へ》

日本の労働者協同組合は、失業者の仕事確保する「事業団」として始まりました。失業した人びとが、「雇われ者根性を克服し」「まちづくりに役立つ・よい仕事」を通じて、人生を再スタートする、という理念は、何人も否定できない重みを持っていたし、永戸祐三氏が最近よく口にする言葉で言えば、構想だけでなくその方向に実際に踏み出した「社会的能動性」が、かけがえのない土台をつくりだしたのだと考えています。

失業問題という資本主義の最大の矛盾に対する挑戦であったことから、個別の事業体の成否にとどまらず、剰余を構成員にすべて分配するのではなく、その多くを積み立て、仕事を求める人びとに手を差し伸べて、年々、働く仲間と事業を増やしていく。そうした社会連帯の伝統が形成されたこと

が、何よりも大きいことでした。

その後、イタリアの労働者協同組合のモデル定款から、「不分割積立金」(協同組合と労働の発展のために、組合員に分配せずに使い続ける、世代を超えた協同組合の共有資産)という文言を発見しましたが、「事業団」は、自発的にそれを形成していたこととなります。

事業団の初期から、その身丈に不相応なほど、私たちは、世界の協同組合運動、労働者協同組合運動に視野を広げ、交流してきました。とりわけイタリアの労働者協同組合は、最大の励ましであり、学びの対象でした。そうした中で、当時の日本生協連・中林会長から、ICA(国際協同組合同盟)1980年モスクワ大会「レイドロー報告」(『西暦2000年の協同組合』)の存在を知らされました。この報告こそ、「事業団」から「労働者協同組合」への私たちの飛躍を促がした基本文書でした。

レイドロー報告の最大の特徴は、世界の協同組合が、営利企業と自らを決定的に分かつ、「協同組合らしさ」を失う「思想的危機」に直面しているのではないかと、という問題意識に立って、「世界の飢えを満たす」(命の糧である食と農の再生、人間の生命の再生産)、「生産的労働の復権」(労働者協同組合の再生、労働疎外からの回復)、「保全社会を担う協同組合」(浪費を克服した持続可能な消費)、「消費者協同組合は、何を売るかだけでなく、何を売らないかによっても評価されなければならない」という文言に象徴される、消費における疎外からの回復)、「協同地域社会の建設」(人間社会の再生産、関係における疎外からの回復)を、21世紀に向けた国際協同組合運動の挑戦課題として提起したことでした。

報告は、において、労働者協同組合を直接に論じるのですが、働く人びとが自ら出資し、経営し、仕事をおこす労働者協同組合は、単に「もうひとつの協同組合」の再来ということに留まらず、所有や経営から引き離され、労働が資本の支配下に置かれた「第一次産業革命」に対して、所有・経営・労働を働く人びとの手によって再統合し、「資本が労働を使う」時代から「労働が資本を使う」時代への転換(資本の権力性の無化と、人間によって制御された生産のための道具化)を成し遂げ、「人格と深いところでつながる」労働の復権を実現する、「第2次産業革命」を予告するものではないか、と高い位置づけを与えました。

日本において、労働者協同組合は「わからない」「わかりにくい」と言われ続けてきました。しかし、私は、いま雇用労働・賃金労働が縮小し劣化していく歴史的な趨勢を目の当たりにして(この点は、マリア・ミースラ、ラディカル・フェミニスト研究者が最も鋭く指摘している)、「企業=営利企業」「働く者=雇用労働者」なのか?という問いを、再び端的に提出したいと思っています。資本(自己増殖する価値)のために、「労働力」を売り渡す、雇用労働・賃金労働は、人類史的な視点から見れば、たかだか、100年から200年の、歴史的な過渡的な労働形態ではないか。資本の側自身が、そうした労働を人びとにますます提供しえなくなっている事態をどう見るのか、と問いたいのです。

福祉においては、「人間の自立と尊厳」、それを支える社会的な助け合いが常識化しています。それなら、なぜほかならぬ労働の場において、人間の自立と尊厳、社会的な協同が認められないのか。曇りない眼で見れば、雇用労働こそが「わかりにくく」奇怪な相貌

を示し始め、労働者協同組合における労働こそが「わかりやすい」時代を迎えつつあるのではないかと考えるわけです。

レイドロー報告における「労働者協同組合の復権」の代表事例は、スペイン・バスク地方のモンドラゴン協同組合であった。これはイタリアと並ぶ、私たちにとっての啓示でした。スペインーの家電メーカー（「ファゴール協同組合」）を含むモンドラゴン協同組合群を訪れて、アリスメンディアリエタ神父のカトリック社会連帯思想の影響と、技術開発・教育・研究の蓄積、労働人民金庫などの地域経済システムの形成が、労働者協同組合を現代的に成立させることを実感できました。国際協同組合運動におけるカトリック思想の伝統は、重要な研究テーマとなるでしょう（高多彬臣『エマニュエル・ムーニエ、生涯と思想』青弓社、参照）。

《2 「協同労働の協同組合」へ／「地域福祉事業所」の展開》

次の飛躍は、労働者協同組合から「協同労働」という考え方に到達したことでした。

その最初の契機となったのは、愛媛県明浜町（現在、西予市に合併）の有機農業ミカン生産者集団「無茶々園」からのヒントでした。農薬・化学肥料漬け農業が生産者と消費者の双方に及ぼす危険性を知った彼らは、一転して、有機農業を先駆的に推進し、「生命力ある農産物をつくる」（農法・土作りからの統一、自主販売）、「いのちの尊さを知った都市の人々と手を結ぶ」（彼らの農産物を評価し、共感して購入する消費者・都市住民の組織化）、「楽しく暮らす田舎＝地域をつくる」（一大有機農業地帯の形成、海の再生・水産資源の活用との連携、ケアワーカー養成による地域福祉の実現）というスローガン

のもとに、着実に経営を発展させ、昨年、30周年を記念しました。

「働く人びとの協同」「利用者・生活者との協同」「地域の人びとの協同」を包含する「協同労働」の原型を、私たちはそこに見ました。内部の主体の視点から「労働者は企業の主人公たりうるか」を問うていた私たちは、ここで、自らの労働と経営を、社会的な「協同連関」のなかに位置づけることになりました。

「協同労働」を私たち自身が自らの経験として、実感し、血肉化する契機は、「高齢者協同組合」づくりとケアの仕事おこしの取り組みでした。

日本社会が高齢社会を迎える中で、高齢者自身が、主体者となって、他の世代と連帯して、「福祉・仕事・生きがい」を創造する、新しい協同組合として「高齢者協同組合」をつくろう、と決意し、呼びかけた私たちにとって、「寝かせきり介護」「商品としての介護サービス」は、到底採り得る方向ではありませんでした。

「宅老所よりあい」などのすぐれた先駆的ケアの実践が私たちに示してくれたのは、障害を抱えた高齢者自身が、集まり、自らやりたいことをやり、仲間とともに、今の楽しい充実した時間を過ごし、その人らしく生きていく「小規模・地域・多機能・共生」の通所ケアを中核にして、それを包む地域の人びとの見守り・支え合いとケアワーカーが結ぶ「コミュニティ・ケア」でした。

ケアワーカーの最大の、本質的な仕事は、「当事者＝生活者主体」「地域支え合い」をコーディネートし、促進する協同労働に他ならないことがつかまれたのです。ここで協同労働は、「働く人びとが協同し（自ら出資し、経営責任を分かち合い、人と地域に役

立つ仕事をおこす)」「利用者・生活者と協同し/生活者の協同を促進し」「地域に人々の協同を広げる」働き方を現わす概念として確立するに至りました。

協同労働の具体的な拠点として、コミュニティ・ケアと「生活総合産業」(食事、住まい、買い物、移動など、ゆたかな暮らしと地域を支えるさまざまな業種のネットワーク)を結ぶ「地域福祉事業所」を、全国1万の中学校区につくりあげられることを、私たち労協連は、21世紀初頭の最大の事業戦略として決定しました。既存の「労協の枠の中につくる」のではなく、圧倒的な働く人びと・市民が、自らの仕事として立ち上げる事業・運動の提唱です。

こう考えたとき、現代的な福祉(すべての人にとっての生きがいある人生の実現)をコアに、共通の必要と願いをを持った人びと自身が、多様なサービスや物をつくりだし、分かち合い、心豊かな地域をつくるのが、これからの「産業」の中心となり、それを担う21世紀型の企業形態が、協同労働の協同組合ではないか、と確信するようになりました。

昨秋、イタリアの協同組合を調査する中で、「社会・保健・教育サービス」(A型)と「障害者就労支援」(B型)を担う「社会的協同組合」が大きく発展する中で、「関係財(Bene relazionale / Relational goods)」という言葉が生み出されていることを知り、協同労働との共通性に深い感銘を覚えました。いま人びとが最も切望しているのは、もはや単品の物やサービスではなく、人と人との豊かな関係の中から生まれ、他者・コミュニティ・自己のそれぞれとの豊かな関係を実現する「財」の享受であり、それが経済社会をリードする領域となっている、というのです。

その後、アントニオ・ネグリ、マイケル・ハートの『マルチチュード』(NHKブックス)を読んでいいるうちに、次の一節に出会いました。少し長くなるが引用してみます。

「現代の労働と生産の現場は、非物質的労働 情報や知識やアイデア、またイメージや関係性や情動といった非物質的な生産物を生み出す労働 が主導権を握ることによって、変容しつつある。」

「非物質的労働の特徴のなかには、社会的にポジティブな変革をもたらす大きな潜勢力をはらんだものもある。」

「その第一は、非物質的労働は厳密な意味での経済的領域という限定された範囲を抜け出て、社会全体の生産と再生産全般に携わる傾向があるということだ。」それは「社会における主体の新しい生産と再生産にほかならない。私たちが誰であり、世界をどのようにとらえ、互いにどのように関わりあうか これらはす



べて、この社会的・生政治的 (biopolitical) 生産を通じて創り出されるのだ。」

「第二は、非物質的労働はコミュニケーションや協働、情動による関係にもとづいたネットワークという社会的形態をとることが多い。」それは「共同作業によってのみ行うことが可能であり (can only be conducted in common) さらにそれによって生産されるものを通じて、新たな協働の自立的ネットワーク (new, independent networks of cooperation) がどんどん創出されつつある。」

驚くべき符合というほかはありません。協同労働の歴史的根拠は、計り知れないほど深く本質的ではないか、その思いがますます深まってきました。

II 協同労働の協同組合の展開

《労協連の概況》

(略)

《1 高齢者ケアが「協同労働」の実態を切り開いた》

全国各地で、労協・高齢協のヘルパー講座が取り込まれ、その修了生のなかからワーカーズ・コープ方式＝協同労働によって地域福祉事業所がつくられ始め、その数は、260を超え、さらに伸び続けています。労協の病院現場で働く「掃除のおばさん」がヘルパー講座に取り組み、地域福祉事業所をつくっていきます。日本の働く人びとの潜在力を鮮やかに見て取ることができました。「地域の主婦」がそれに加わりました。日本の女性たちが、これだけの規模で学び、経営

に挑戦し、仕事をおこし始めたことは、かつてないのではないか。そう言っても大袈裟ではないと思われるのです。

営利企業に雇われて働くのではなく、自ら協同の仕事おこしに取り組む彼女たち・彼たちに共通するのは、自分たち自身も「さびしい老後を送りたくない」、人間らしい地域をつくりたい、という思いと、人間が大事にされる働き方にしたいという思いがひとつになっていることでした。ここでは、供給者・利用者・住民が共通の主体となって登場します。

昨日までの「掃除のおばさん」が「ケアワーカー」にもなる様を見て、病院から医療行為外の患者さんの生活に関わる仕事が、「看護サポートチーム」の仕事として任されるケースが生まれてきました。それをまた主体的にとらえて、労協と病院の協同を、地域の医療とケアにおける連携にまで広げられたら、という願いがふくらんでいます。

「人と人のつながりのなかで、かけがえない“仕事”と“役割”を得て、その人らしく生きる」新しいセルフケアとケアのあり方が、広がっています。要介護の人が移動を支えられながら、生きがいデイや講座の先生になって活躍する。食事会に集う高齢者がいつの間にかボランティアになって、食事を提供する側に回る、という事態が次々とつくられています。

そんな姿を見て、デイの利用者が自ら出資したり、会費を払って自分たちの会を作ったりし始め、地域の人びとが、格安で家を提供してくれたり、ボランティアで協力したり、野菜や食べ物を「差し入れ」してくれる。そうした「マルチステークホルダー型協同組合」の組織形態と、「協同労働の協同組合の経営」の原型が見えてきました。

《2 すべての人・すべての世代の自立と尊厳、仕事おこしを支えるケアへ》

協同労働による高齢者のコミュニティ・ケアを経験してみれば、何もそれは高齢者に留まっている理由はありません。子育て支援・保育・学童保育、障害者・若者・長期失業者の自立・就労支援へと、すべての人・すべての世代に、ケアとセルフケアが及んでいくことは必至でした。

折からの「民営化」、「指定管理者制度」の導入です。理念の不明なまま、営利企業に公共サービスが開放されています。しかし、「当事者主体・コミュニティの協同」こそ、人間の生命と発達に関わる、本来の公共サービスの核心ではないでしょうか。それは営利企業の提供しうるものではありません。

保育、学童保育においては、「商品としての子育てサービス」か「協同労働による子育て・子育て支援」かが、真っ先に問われました。現代の子育て・子育ての困難が、親の孤立、子どもたちの孤立、地域の人間関係の孤立に由来するのだとすれば、「子どもたちの協同・親の協同・地域の人びとの子育て参加を契機とした協同」が、最も問われるところとなるでしょう。「日本ではコミュニティが崩壊した」「コミュニティの形成が困難だ」とよく言われます。しかし、協同労働の子育て現場には、中学生・高校生・大学生や高齢者、商店街の人びとなど、地域の人びとの参加が促がされ、進んでいます。墨田区立川児童館では、地域の人びとが「運営協議会」をつくって児童館を支え、「子育てから始まる地域再生」という言葉を生み出しました。

こうした実践を通じて、「営利化・市場化」としての理念なき「民営化」か、市民の社会連帯としての「新しい公共性」の創造かという、基本的な対抗軸を明確にすることがで

きました。営利企業が公共の領域に無制約に参入する一方で、既得権の壁が立ちほだかり、公共サービスを営利企業と既得権と官がきわめて不透明に仕切る実態があります。しかし、公共財とは、元来、地域住民の発達とくらし、仕事を支える、現代的な「地域共有財（コモンズ）」ではなかったのか。

市民自身が公共サービスの担い手・利用者・主権者として計画・実行・評価に参画し、「仕事をおこし、地域をつくり、人を育てて、文化を高める」、「新しい公共性」こそが実現されなければならない。高齢者・障がい者のデイ施設、コミュニティ・センターもそのためにこそある場ではないか。そうした観点からの労協・高齢協のプロポーザルが、地域住民と自治体の共感と合意を呼び起こしつつあります。

産業と地域のつくりかえを伴わない「ニート対策」を突き抜けて、「協同労働」の「若者自立支援」への道も開かれてきました。東京・中部事業所の若者たちの取り組みや、長崎ウェスレヤン大学での精神障がい者ピアヘルパー講座、群馬事業団の実績と家電リサイクル講座による新たな展開、労協の清掃の現場における障がい者の受け入れなど、協同労働による障害をもつ人びとの就労支援が、本格的に始まろうとしています。

《3 「生活総合産業」：「地域・循環・共生」の仕事おこしへ》

「生活総合産業」も、配食から「コミュニティ・レストラン」へ（北区「シェモア」）、家庭緑化の新たな展開、「ワーカーズ・コープ・タクシー」などに広がり、深谷における「豆腐工房」からお弁当、デイ・サービスへの総合展開など、仕事とくらし、仕事と仕事が多様にネットした「地域・循環・共生」の

仕事おこしモデルが姿を現わし始めました。

同じく深谷における、地域と映画を愛する人々のNPOとワーカーズの連携による、「コミュニティ・シネマ」「シネマ・ワーカーズ」の試みが軌道に乗り、「文化のまちづくり」という協同労働のもうひとつのレポートが浮上しています。

労協・有限会社・NPO・町が一体となって発進した「堆肥化センター」(群馬県・神流町)のように、労協の仕事おこしは、専門家や専門組織、自治体との「社会的協同」となって広がる気配です。

「エコファーマー」佐々木陽悦さん(宮城県・田尻町)の力を借りて、食と農の仕事おこしに本格的に挑戦する年にしたいとも考えています。



III 21世紀の協同組合運動と「協同労働の協同組合」の法制化

《1「人間を中心に据えた協同組合」が再び注目を集めている》

日本では全くといっていいほど報道すらされませんが、世界的には、協同組合運動が、グローバル資本主義に対する現実的なオルタナティブとして成長しています。

ICA = 国際協同組合同盟は、コミュニティにおける人びとの協同を基礎に、世界の8億人の組合員を組織し、多国籍企業8500万人を上回る1億人の就労を実現しており、とりわけ労働者協同組合と社会的協同組合の部門が質的量的に重みを増しています。

質的な変化として重要なことは、1995年のICA マンチェスター大会で、協同組合の第7原則に「コミュニティの持続可能な発展への関与」が採り入れられ、従来のカテゴリー別協同組合内部における組合員の「共益」を超えて、社会的な共通の利益を追求する、「社会的経済」の担い手として協同組合が自らを位置づけるに至ったことです。

カルロ・ボルツァガとエルマンノ・トルティアの論文「相互扶助の協同組合から共同財生産のための協同組合へ」(本号に部分訳掲載)は、協同組合を一つの「連続体(continuum)」としてとらえ、その社会的役割の発展過程を描き出しています。それによれば、純粋に事業的な目的の協同組合においてすら、協同組合は「社会的に不利な立場にある人びとの参加の権利を保障し、積極的な外部効果を普及する」基礎的な社会的機能を内包しており、それがさらに「共同財の生産」「社会的使命・社会的責任ある行動」「マルチステーク・ホルダーと参加によるガバナンス」(ボランティア労働や寄付などによる)分配機能へと社会的機能を強化していきます。「社会的経済」の「社会的」とは何かについては、いろいろな議論がありますが、この論文によって、その点が非常に明瞭にされたと感じました。

こうしたICA、国際協同組合運動の自己変革と実績の発展を受けて、ILO = 国際労働機関は、2002年の総会で、「協同組合の振興に関する勧告」を史上最大の賛成率で採択し

ました。世界的な大量失業と「インフォーマル労働」の爆発的な増大、国家による福祉の大幅な後退に対して、「ディーセント・ワーク」を実現する重要な主体が協同組合であることを認め、これを政策的・制度的に振興し、政労使がそのために協同することを求めたものです。とりわけここでの文脈で重要なのは、「均衡のとれた社会は、強力な公共セクターや民間セクターと同様に、強力な協同組合、共済組合、その他の社会的セクターおよび非政府セクターを必要とする」と、協同組合と社会的経済セクターが、21世紀の社会の不可欠な構成領域であることを認めたことです。政府・労働組合・経営者団体がこうした合意に達したことは、きわめて歴史的な事態だと思います。(日本では1行も報じられませんでした)

イタリアの協同組合運動がとくに注目されますが、割愛します(前号拙稿参照)。

《2 協同労働の協同組合の自己規範と法制化運動》

最後に、協同労働の協同組合の発展にとって、法制化がもつ決定的な意義についてです。

協同労働の協同組合の法制化は、労働者協同組合の草の根からの事業・運動実体と自己規範を土台として、これを社会的な制度として確立する、取り組みであり、それに成功すれば、日本の社会運動史上の画期的な成果となるでしょう。状況はそのことを否応なく求めています。

労協の自己規範は、「協同労働の協同組合の定義・使命・原則」にまとめられています。本当は、これを説明しなければならないのですが、時間がありません。ぜひご一読下さい。私たちの実践にもとづいた「現代協同組

合論」にもなっていると自負しています。

協同労働の協同組合の法制化は、法制化市民会議のパンフレットにもありますように、(雇用の拡大を期待するだけでなく)「働く人びと・市民自身による就労創出」という選択肢を可能にし、働く人びと自身が出資し、経営し、労働する、新たな管理運営原則に立った事業形態を認め、剰余金を不分割積立金として積み立て、就労創出、仕事おこし能力の養成、共済・地域福祉に使い続ける「社会連帯の目的をもった事業体」を制度化し、そこに働く者を基本的な組合員にすると同時に、必要な場合には、利用者や協同組合を支援する地域住民をも組合員とする「マルチステークホルダー型」の選択を可能にすることです。

法制化の成否は、最終的には「政治」の判断にかかっていますが、とりまく状況はかなり成熟しています。それは、厚生労働省「雇用創出会議」が、これからの就労創出の有力分野を「コミュニティ・ビジネス」(福祉・環境・教育など、地域の切実な課題を地域住民が事業を通じて実現すること)に求め、その担い手の一つとして労働者協同組合を明示していること。地方自治体による産業・就労創出政策においてもこうした方向が具体的に始まっていること(一例として、長野県では「福祉・環境・教育」という現代的な「労働集約産業」と、伝統的な「農業・精密工業などの製造業・観光業」を融合した「3×3(スリー・バイ・スリー)」の産業政策が成果を挙げている)。労働金庫・労働者共済・生協・労組などで構成する「労働者福祉中央協議会(略称、中央労福協)」(笹森清会長)に日本労協連が加盟を認められ、「労働者福祉」というより広い規模での支援を得て、法制化運動が進められる

可能性が生まれていることです。

しかし、いずれにしても、法制化の決定的な原動力は、協同労働の実績と、もう一つ、新しい価値と文化の成熟であると考えています。

アメリカの文明評論家ジェレミー・リフキンは『ヨーロッパ・ドリーム』（邦訳NHK出版）のなかで、次のように述べています。

「嵐の中心では、ふたつの奔流が渦巻いていた。ひとつは、ますます物質主義的になってゆくように見える世界で、何らかの崇高な個人的使命を求める抑えがたい衝動であり、もうひとつは、互いに疎遠で無頓着になった社会の中で、コミュニティの共有意識を見出したいという欲求だった。」

「私たちはみな、新しい時代を夢見た。そこではすべての人間の権利が尊ばれ、誰も置き去りにされず、文化の違いは歓迎され、誰もが充実した人生を享受し、なおかつ地球環境を維持しながら生きてゆける。人々は平和で仲よく共存できるのだ。」

日本社会に生きる人々の底流にも、こうした欲求が潜在しているものと信じています。法制化運動は、同時に、こうした方向に向けた、文化の変革と新しい価値の創造の運動でもと考えています。居住福祉と協同労働の出会いが、そうした変革と創造の出発点になることを期待して、報告を終わらせていただきます。

<菅野報告への質疑と応答>

■ 法学的問題関心と労協の接点



吉田邦彦（北海道大学大学院法学研究科教授。以下、吉田）：

北海道大学の民法の吉田邦彦と申します。協同組合などの非営利団体の問題は、私の専門のことでもありますので、まず私の方から簡単にコメントをさせていただきます。非常にいいお話で、久方ぶりの感銘と刺激を受けました。

私は、2～3年前にハーバード大学に滞在中に、団体法の研究が不十分であるということを感じ、コミュニティの再生運動及びその担い手になっている非営利団体の意義に関心を持って勉強しました。そして日本に帰ってきて公表した論文（吉田邦彦「アメリカの居住事情と法介入のあり方（1）～（3・完）」民商法雑誌129巻1～3号（2003））さらに、私法（日本私法学会学会誌）66号（2004）32 - 35頁（吉田邦彦発言箇所）も参照）の反響はほとんどないのですが、先ほどの菅野さんの言葉を借用しますと「人類